

熊本県公報

号外 第 15 号
平成 15 年 3 月 31 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

○熊本県工場等設置奨励条例の一部を改正する条例	(企業立地課)	2
○熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	2
○熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則	(")	4
○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表に規定する法又は条例の施行のための規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(")	4
○熊本県熊本北部流域下水道事務所設置規則を廃止する規則	(")	4

本号で公布された条例及び規則のあらまし

◇熊本県工場等設置奨励条例の一部を改正する条例

- (1) 第3条第1項第4号中製造事業用設備の定義を「半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号)第1条第1号に規定する特別償却設備」に改めることとした。
- (2) 第3条第5号中「第19条」を「第20条」に改めることとした。
- (3) この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

◇熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

- (1) 別表第1の全部改正
 - ア 本庁の欄の職の廃止
廃止：企業立地対策監、局次長、室次長、局付、歯科医長、保安監督員、巡視長、船長
 - イ 地方出先機関の欄の職の設置及び廃止
設置：保健環境審議員
廃止：教頭、院付、園付、校付、支所長、事業所長、出張所長、副室長、分室長、副事務長、寮長、医局長、歯科医長、保健師長
 - ウ 職の規定順の整理
- (2) 別表第2の一部改正
廃止：主任医療社会福祉司、医療社会福祉司、副巡視長
- (3) 施行期日 この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

◇熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則

- (1) 理容師法及び美容師法の一部改正により、都道府県知事の事務に追加された理容所及び美容所の開設者の地位の継承に係る事務を保健所長に委任するための規定整備
- (2) 熊本県理容師法施行条例及び熊本県美容師法施行条例の一部改正により、規定された理容所及び美容所以外の場所で業を行うことの承認に係る事務を保健所長に委任するための規定整備
- (3) 施行期日 この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

◇熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表に規定する法又は条例の施行のための規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

- (1) 特例条例別表の改正に伴う、本則の表中第2号の削除及び同表で引用する特例条例別表中の号番号変更
- (2) 施行期日 この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

◇熊本県熊本北部流域下水道事務所設置規則を廃止する規則

- (1) 熊本県熊本北部流域下水道事務所設置規則の廃止
- (2) 施行期日 この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。